

## [総務環境常任委員会審査報告]

総務環境常任委員会は3月10日、13日、16日並びに21日に開催し、本委員会に付託された案件について審査を行いましたので報告を申し上げます。

付託案件は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第11号議案中関係部分、第16号議案、第17号議案、第18号議案の以上9件であります。

本委員会は、これらの議案を慎重に審査いたしました結果、第11号議案及び第18号議案を除く全ての議案は全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、第11号議案及び第18号議案については、起債の限度額が起債の予定額を上回る額で設定されているため、限度額を予算額と合わせる修正案が提出され、賛成多数で別紙のとおり修正議決すべきものと決定した次第であります。

起債の限度額の修正に関して委員から、このたびの3月補正予算で、大型遊具の整備に充てる財源について、当初、国の地方創生推進交付金などを活用するとしておきながら、交付金の対象にならなかったからといって起債に振り替えようとしたのは、起債の予算額を大きく上回る限度額を設定していたためであり、このような事態を生じさせないためにも、起債の限度額はすべて予算額と合わせるべきであるとの意見がありました。

以下、審査の過程における各委員からの主な意見を申し上げます。

最初に、企画管理部関係について申し上げます。

まず、各種手当及び適正な人員配置についてであります。

残業を3年で一定時間に削減する計画と適正な人員配置との間に整合性がないため、来年度より超過勤務時間をゼロ時間として不足する人員を検証し、適正な職員数を把握するとともに、地域手当のあり方についても市民の理解が得られるような支給方法について検討されたいのであります。

次に、公共施設の光熱費についてであります。

電気代については事業者によって料金に大きな開きがありますので、関西電力のみならず、大阪ガスや新電力会社等複数の事業者から見積もりを徴して事業者を選定するとともに、契約後も定期的に見直すなど経費削減に努められたいのであります。

次に、公契約条例についてであります。

じん芥処理施設の管理業務委託については、一部特殊作業を含むため公契約条例の対象外とされていますが、それ以外の業務については条例の対象とすることができないか、また、現行は労働報酬の単価が改正された翌

年に条例を改正し単価改正を行っていますが、労働者の最低賃金を守るためにも適宜反映する条例に改正するよう、早急に検討されたいのであります。

次に、市民ふれあい部関係について申し上げます。

人権教育事業について、多くの小中学校の教員が協力者に選任されていますが、近年ははじめや不登校への対応など多くの困難な問題を抱え、教員の負担が増していますので、事業の見直しを検討されたいのであります。

次に、美しい環境部関係について申し上げます。

まず、空き家・空き地の適正な管理についてであります。

危険空き家に認定された建物の処分については、所有者と密に連絡を取り合って慎重に手続を進め、できる限り行政による代執行によらずに解決するよう努められるとともに、衛生面や防犯面で問題がある空き地については市がその情報を把握し、空き家と同じく適正に管理する制度を設けられたいのであります。

次に、消費者生活苦情相談についてであります。

詐欺等の被害に遭われた方に対しては、弁護士も交えて相談を進めるなど、法的な救済も含めた相談体制を整えられたいのであります。

次に、ごみの収集についてであります。

ふれあい収集及び自宅に訪問しての粗大ごみの収集の際には、ごみを玄関先まで出すことが困難な高齢者や障がい者に配慮し、自宅内まで収集に行くサービスを行うなど、利用者の身体的負担の軽減を図られたいのであります。

次に、し尿処理設備の管理についてであります。

三木市クリーンセンターの設備については5年以内に大規模改修又は建替を行う必要があるとのことですが、地元住民との交渉に時間を要する可能性もあるため、早急に具体的な計画の策定に着手されたいのであります。

次に県営水道の受水費についてであります。

阪神水道企業団と比較して受水単価が高いため、同じ県営水道を受水している他市町とも連携し、単価の見直しについて県へ要望されたいのであります。

次に、選挙管理委員会関係について申し上げます。

平成29年度に執行される県知事選挙及び市長選挙においては、市内の高校での出前講座を引き続き開催するなど啓発に努めるとともに、高校生を選挙立会人に選定するなど、投票率向上のための新たな取組を実施されたいのであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

まず、別所認定こども園への養護教諭の配置についてであります。

児童数の増加により現在の保育教諭の人員では児童の容態の急変など緊急時における対応が困難であるため、養護教諭の配置について検討されたいのであります。

次に、通園・通学時の安全対策についてであります。

平田から三樹幼稚園へのスクールバスが廃止されたことに伴い、保護者による送迎で交通量の増大が予想されますが、児童・生徒の通園・通学路でもありますので事故の無いよう十分な安全対策を講じられたいのであります。

次に、ファミリーサポートセンター事業委託についてであります。

この事業は社会福祉協議会に委託して実施されていますが、コストに見合った費用対効果が得られているのか、今一度検証されたいのであります。

次に、子育て支援グループ活動促進事業補助金についてであります。

子育て支援グループ活動促進事業補助金は10万円ですが、同じ市民活動団体への補助金として市民活動支援補助金があり、その補助限度額は5万円となっていますので、そのことを知らなかったためにみすみす補助金がもらえなかったということのないよう、市民に対し十分な周知を図られたいのであります。

次に、在家庭支援の充実についてであります。

在家庭支援の充実の大きな柱である一時預かり保育事業については、定員が6名と少なく1回あたり千円の託児料が必要であるなど、まだ制度として十分であるとは言えませんので、今後も在家庭支援に係る予算と制度のさらなる充実を図られたいのであります。

以上、総務環境常任委員会の審査報告といたします。